○厚生労働省令第八十九号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百四十八号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第二十七条第一項、第六十五条第一項、第六十六条第二項、第百条第一項、第百三条第一項及び第百十三条、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第三条、第五条、第七条第四号、第十四条第三項、第十九条（同法第三十四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十三条第一項第三号及び第二項、第三十四条の二第三項、第四十三条並びに第五十一条並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第六条第十八号、第二十一条第七号及び第二十二条第一項第三号の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令

（特定化学物質障害予防規則の一部改正）

第一条　特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第五章　（略）	第一章～第五章　（略）
第五章の二　特殊な作業等の管理（第三十八条の五―第三十八条の二十一）	第五章の二　特殊な作業等の管理（第三十八条の五―第三十八条の十九）
第六章～第十章　（略）	第六章～第十章　（略）
附則	附則
（適用の除外）	（適用の除外）
第二条の二　この省令は、事業者が次の各号のいずれかに該当する業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については、適用しない。ただし、令別表第三第二号11の2、18の2、18の3、19の3、19の4、22の2から22の4まで若しくは23の2に掲げる物又は別表第一第十一号の二、第十八号の二、第十八号の三、第十九号の三、第十九号の四、第二十二号の二から第二十二号の四まで、第二十三号の二若しくは第三十七号（令別表第三第二号11の2、18の2、18の3、19の3又は22の2から22の4までに掲げる物を含有するものに限る。）に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務に係る第四十四条及び第四十五条の規定の適用については、この限りでない。	**第二条の二**　この省令は、事業者が次の各号のいずれかに該当する業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については、適用しない。ただし、令別表第三第二号11の2、18の2、18の3、19の3、19の4、22の2から22の4まで若しくは23の2に掲げる物又は別表第一第十一号の二、第十八号の二、第十八号の三、第十九号の三、第十九号の四、第二十二号の二から第二十二号の四まで、第二十三号の二若しくは第三十七号（令別表第三第二号11の2、18の2、18の3、19の3又は22の2から22の4までに掲げる物を含有するものに限る。）に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務に係る第四十四条及び第四十五条の規定の適用については、この限りでない。
一～七　（略）	一～七　（略）
八　令別表第三第二号34の3に掲げる物又は別表第一第三十四号の三に掲げる物（以下この号及び第三十八条の二十において「リフラクトリーセラミックファイバー等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、バインダーにより固形化された物その他のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務（当該物の切断、穿孔、研磨等のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんが発散するおそれのある業務を除く。）	八　令別表第三第二号34の2に掲げる物又は別表第一第三十四号の二に掲げる物（以下この号及び第三十八条の二十において「リフラクトリーセラミックファイバー等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、バインダーにより固形化された物その他のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務（当該物の切断、穿孔、研磨等のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんが発散するおそれのある業務を除く。）
（測定及びその記録）	（測定及びその記録）
第三十六条　（略）	**第三十六条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第三第一号1、2若しくは4から7までに掲げる物又は同表第二号3の2から6まで、8、8の2、11の2、12、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の3に掲げる物に係る測定の記録並びに同号11若しくは21に掲げる物又は別表第一第十一号若しくは第二十一号に掲げる物（以下「クロム酸等」という。）を製造	3　事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第三第一号1、2若しくは4から7までに掲げる物又は同表第二号3の2から6まで、8、8の2、11の2、12、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の2に掲げる物に係る測定の記録並びに同号11若しくは21に掲げる物又は別表第一第十一号若しくは第二十一号に掲げる物（以下「クロム酸等」という。）を製造